

(様式第1号)

愛媛県収入証紙ちょう付欄

- ・介護支援専門員証の交付申請を伴う場合にちょう付。4,200円分。消印はしないこと。
- ・登録のみの場合はちょう付不要。

介護支援専門員登録申請書 兼 介護支援専門員証交付申請書 (新規交付)

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者氏名
電話番号(自宅等)
勤務先名
電話番号(勤務先)

- 次のとおり、
 介護支援専門員の登録を申請します。
 介護支援専門員証の交付を申請します。

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
フリガナ			
住所	〒		
個人番号	「介護支援専門員資格に係る個人番号(マイナンバー)調書」に記載の上、 調書に記載の添付書類と共にご提出ください。 ※介護保険法施行規則の改正により、令和6年12月1日から個人番号の記載が必要です。		
実務研修 修了年月日	年 月 日	受講番号	
欠格事由 該当の有無	介護保険法第69条の2第1項の各号(下記参照)いずれかに <input type="checkbox"/> 該当する ・ <input type="checkbox"/> 該当しない		

介護保険法第69条の2第1項(※欠格事由に該当する場合は、あてはまる号数を○で囲むこと。)

- 1 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正にできない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の2で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 5 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- 6 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- 7 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの

裏面に記載の書類を添付してご提出ください。

添付書類（登録のみの場合、4及び5は不要）

- 1 介護支援専門員実務研修修了証明書(写)
- 2 住民票（個人番号確認書類として提出される場合以外は、個人番号（マイナンバー）の記載不要。申請の6ヶ月以内に交付されたもの。）
- 3 介護支援専門員資格に係る個人番号（マイナンバー）調書
- 4 証明写真（縦3cm×横2.4cm 申請の6ヶ月以内に、無帽、無背景で上半身を正面から撮影したものの裏面に氏名を記入したもの。インクジェットプリンタ等で印刷したものは不可。）
- 5 返信用封筒（長形3号120×235[㍉]。氏名と住所を明記し、460円分切手を貼付のこと。）

注(1) 氏名は、住民票あるいは外国人登録記載事項証明書に記載されている文字を使用すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(3) □欄には、該当する項目を必要に応じて、レ印をするか、黒く塗りつぶすこと。